

議案第71号

幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

上記の議案を提出する。

令和7年12月9日

(提出者)

世田谷区教育委員会

教育長 知久 孝之

(提案説明)

「幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例」の改正に伴い、規定整備が必要であるため、本案を提出する。

幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則（平成12年3月世田谷区教育委員会規則第10号）の一部を次のように改正する。

第19条の見出しを「（妊娠症状対応休暇）」に改め、同条第1項を次のように改める。

妊娠症状対応休暇は、妊娠中の女性職員が妊娠に起因する症状のために勤務することが困難な場合又は流産した女性職員が安静加療を要するために勤務することが困難な場合における休養として与える休暇とする。

第19条第2項本文中「妊娠初期休暇」を「妊娠症状対応休暇」に改め、「1回に限り」を削り、「引き続く」を「合計」に改め、同項ただし書を削り、同条第3項中「妊娠初期休暇」を「妊娠症状対応休暇」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項の次に次の1項を加える。

3 流産した女性職員が安静加療を要する期間を承認する場合は、前項の規定による承認の日数にかかわらず、日を単位として、流産した日から起算して引き続く7日以内で承認する。

第22条第1項中「1年3月」を「1年6月」に改め、同条第2項中「2回それぞれ45分間」を「3回まで、1回の育児時間は30分又は30分に15の倍数をえた時間を単位として、1日を通じて1時間30分を超えない範囲内で」に改め、同項ただし書を削る。

第30条の7の次に次の7条を加える。

(妊娠、出産等についての申出をした職員に対する意向確認等)

第30条の8 条例第18条の6第1項第1号の教育委員会規則で定める制度又は措置（以下「出生時両立支援制度等」という。）は、次に掲げる制度又は措置とする。

- (1) 育児休業法第10条第1項に規定する育児短時間勤務
- (2) 育児休業法第19条第1項に規定する部分休業
- (3) 条例第11条第1項の規定による深夜勤務の制限
- (4) 条例第11条の2第1項の規定による超過勤務の制限
- (5) 条例第11条の3第1項の規定による超過勤務の制限
- (6) 条例第17条第1項に規定する育児時間

- (7) 条例第17条第1項に規定する出産支援休暇
- (8) 条例第17条第1項に規定する子の看護等休暇
- (9) 条例第18条の3に規定する子育て部分休暇

第30条の9　条例第18条の6第1項第1号の教育委員会規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 出生時両立支援制度等
- (2) 出生時両立支援制度等の請求先、申告先又は申請先
- (3) 地方公務員等共済組合法第70条の5第1項に規定する育児時短勤務手当金その他これに相当する給付に関する必要な事項

第30条の10　条例第18条の6第1項又は第2項の規定により、職員に対してこれらの項の各号に掲げる措置を講じる場合は、次の各号に掲げるいずれかの方法（第3号に掲げる方法については、当該職員が希望する場合に限る。）によって行わなければならない。

- (1) 面談による方法
- (2) 書面を交付する方法
- (3) 電子メール等の送信による方法（当該職員が当該電子メール等の記録を出力することにより書面を作成することができるものに限る。）

第30条の11　条例第18条の6第1項第3号及び第2項第3号の教育委員会規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 始業又は終業の時刻
- (2) 勤務の場所
- (3) 業務量の調整
- (4) 前3号に掲げる事項のほか、教育委員会が別に定める事項

第30条の12　条例第18条の6第2項の教育委員会規則で定める期間は、3歳に満たない子を養育する職員の子が、1歳11月に達する日の翌々日から2歳11月に達する日の翌日までの1年間とする。

第30条の13　条例第18条の6第2項第1号の教育委員会規則で定める制度又は措置（以下「育児期両立支援制度等」という。）は、次に掲げる制度又は措置とする。

- (1) 育児休業法第10条第1項に規定する育児短時間勤務

- (2) 育児休業法第19条第1項に規定する部分休業
- (3) 条例第11条第1項の規定による深夜勤務の制限
- (4) 条例第11条の2第1項の規定による超過勤務の制限
- (5) 条例第11条の3第1項の規定による超過勤務の制限
- (6) 条例第17条第1項に規定する子の看護等休暇
- (7) 条例第18条の3に規定する子育て部分休暇

第30条の14 条例第18条の6第2項第1号の教育委員会規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 育児期両立支援制度等
- (2) 育児期両立支援制度等の請求先、申告先又は申請先

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和8年1月1日（以下「施行日」という。）から施行する。ただし、次項から附則第4項までの規定は、公布の日から施行する。

(施行前の準備)

2 この規則による改正後の第19条の規定による妊娠症状対応休暇（以下「妊娠症状対応休暇」という。）及び改正後の第22条の規定による育児時間の取得のために必要な手続は、施行日前においても行うことができる。

(経過措置)

3 この規則による改正前の第19条の規定による妊娠初期休暇（以下「妊娠初期休暇」という。）を承認する場合にあっては、当該妊娠初期休暇を承認しようとする期間の初日が施行日前であるときは、施行日以後の日も含めて当該妊娠初期休暇を承認することができる。

4 妊娠初期休暇を取得した女性職員が、同一の妊娠について妊娠症状対応休暇を取得する場合（流産した女性職員が安静加療を要する場合に妊娠症状対応休暇を取得する場合を除く。）における当該妊娠症状対応休暇の承認の日数は、7日から当該妊娠初期休暇の取得日数を差し引いた日数を限度とする。

幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則新旧対照表

改正後	改正前
<p>○幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則 平成12年3月31日世教委規則第10号 <u>(妊娠症状対応休暇)</u> 第19条 <u>妊娠症状対応休暇</u>は、<u>妊娠中の女性職員が妊娠に起因する症状のために勤務することが困難な場合又は流産した女性職員が安静加療を要するために勤務することが困難な場合における休養として与える休暇とする。</u></p>	<p>○幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則 平成12年3月31日世教委規則第10号 <u>(妊娠初期休暇)</u> 第19条 <u>妊娠初期休暇</u>は、<u>妊娠初期（妊娠4月程度までの期間をいう。ただし、出産予定日以前の妊娠出産休暇を8週間与えられた女性教員にあっては、妊娠4月程度までの期間又は出産予定日から起算して10週間前の日から8週間前の前々日までの期間をいう。）</u>の女性職員が妊娠に起因する症状のために勤務することが困難な場合又は<u>妊娠初期において</u>流産した女性職員が安静加療を要するために勤務することが困難な場合における休養として与える休暇とする。</p>
<p>2 <u>妊娠症状対応休暇</u>は、1回の妊娠について、日を単位として<u>合計7日以内で承認する。</u></p>	<p>2 <u>妊娠初期休暇</u>は、1回の妊娠について<u>1回に限り、日を単位として引き続く7日以内で承認する。</u> <u>ただし、妊娠初期において流産した女性職員が安静加療を要する期間を承認する場合は、流産した日の翌日を含む引き続く期間に限り承認するものとする。</u></p>
<p>3 <u>流産した女性職員が安静加療を要する期間を承認する場合は、前項の規定による承認の日数にかかわらず、日を単位として、流産した日から起算して引き続く7日以内で承認する。</u></p>	<p>3 <u>妊娠初期休暇</u>を請求するときは、医師の証明書等を示さなければならぬ。 (育児時間)</p>
<p>4 <u>妊娠症状対応休暇</u>を請求するときは、医師の証明書等を示さなければならない。 (育児時間)</p>	<p>第22条 育児時間は、生後<u>1年6月</u>に達しない子を育てる職員が当該子を育てるための休暇とする。</p>
<p>2 育児時間は、正規の勤務時間において、1人の子（1回の出産で産まれた複数の子は、1人の子とみなす。）について1日<u>3回まで、1回の育児時間は30分又は30分に15の倍数を加えた時間を単位とし</u></p>	<p>2 育児時間は、正規の勤務時間において、1人の子（1回の出産で産まれた複数の子は、1人の子とみなす。）について1日<u>2回それぞれ45分間</u>承認する。<u>ただし、教育委員会の承認を受けた場合には、1日</u></p>

改正後	改正前
<u>て、1日を通じて1時間30分を超えない範囲内で承認する。</u>	<u>2回、1日を通じて1時間30分を超えない範囲内で45分に15分を増減した時間を単位として利用することができる。この場合において、1回の育児時間は、30分を下回ることができない。</u>
3～5 省略 <u>(妊娠、出産等についての申出をした職員に対する意向確認等)</u>	3～5 省略
<u>第30条の8 条例第18条の6第1項第1号の教育委員会規則で定める制度又は措置（以下「出生時両立支援制度等」という。）は、次に掲げる制度又は措置とする。</u>	
<ul style="list-style-type: none"> <li data-bbox="125 525 1114 562">(1) 育児休業法第10条第1項に規定する育児短時間勤務 <li data-bbox="125 562 1114 598">(2) 育児休業法第19条第1項に規定する部分休業 <li data-bbox="125 598 1114 635">(3) 条例第11条第1項の規定による深夜勤務の制限 <li data-bbox="125 635 1114 671">(4) 条例第11条の2第1項の規定による超過勤務の制限 <li data-bbox="125 671 1114 708">(5) 条例第11条の3第1項の規定による超過勤務の制限 <li data-bbox="125 708 1114 744">(6) 条例第17条第1項に規定する育児時間 <li data-bbox="125 744 1114 781">(7) 条例第17条第1項に規定する出産支援休暇 <li data-bbox="125 781 1114 817">(8) 条例第17条第1項に規定する子の看護等休暇 <li data-bbox="125 817 1114 854">(9) 条例第18条の3に規定する子育て部分休暇 	
<u>第30条の9 条例第18条の6第1項第1号の教育委員会規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。</u>	
<ul style="list-style-type: none"> <li data-bbox="125 1009 1114 1046">(1) 出生時両立支援制度等 <li data-bbox="125 1046 1114 1083">(2) 出生時両立支援制度等の請求先、申告先又は申請先 <li data-bbox="125 1083 1114 1192">(3) 地方公務員等共済組合法第70条の5第1項に規定する育児時短勤務手当金その他これに相当する給付に関する必要な事項 	
<u>第30条の10 条例第18条の6第1項又は第2項の規定により、職員に対してこれらの項の各号に掲げる措置を講じる場合は、次の各号に掲げるいずれかの方法（第3号に掲げる方法については、当該職員が希望する場合に限る。）によって行わなければならない。</u>	
(1) 面談による方法	

改正後	改正前
<p>(2) 書面を交付する方法</p> <p>(3) 電子メール等の送信による方法（当該職員が当該電子メール等の記録を出力することにより書面を作成することができるものに限る。）</p>	
<p><u>第30条の11 条例第18条の6第1項第3号及び第2項第3号の教育委員会規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。</u></p>	
<p>(1) 始業又は終業の時刻</p> <p>(2) 勤務の場所</p> <p>(3) 業務量の調整</p>	
<p>(4) 前3号に掲げる事項のほか、教育委員会が別に定める事項</p>	
<p><u>第30条の12 条例第18条の6第2項の教育委員会規則で定める期間は、3歳に満たない子を養育する職員の子が、1歳11月に達する日の翌々日から2歳11月に達する日の翌日までの1年間とする。</u></p>	
<p><u>第30条の13 条例第18条の6第2項第1号の教育委員会規則で定める制度又は措置（以下「育児期両立支援制度等」という。）は、次に掲げる制度又は措置とする。</u></p>	
<p>(1) 育児休業法第10条第1項に規定する育児短時間勤務</p> <p>(2) 育児休業法第19条第1項に規定する部分休業</p> <p>(3) 条例第11条第1項の規定による深夜勤務の制限</p> <p>(4) 条例第11条の2第1項の規定による超過勤務の制限</p> <p>(5) 条例第11条の3第1項の規定による超過勤務の制限</p> <p>(6) 条例第17条第1項に規定する子の看護等休暇</p> <p>(7) 条例第18条の3に規定する子育て部分休暇</p>	
<p><u>第30条の14 条例第18条の6第2項第1号の教育委員会規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。</u></p>	
<p>(1) 育児期両立支援制度等</p> <p>(2) 育児期両立支援制度等の請求先、申告先又は申請先</p> <p>附 則（令和7年 月 日世教委規則第 号）</p>	

改正後	改正前
<u>(施行期日)</u>	
1 この規則は、令和8年1月1日（以下「施行日」という。）から施行する。ただし、次項から附則第4項までの規定は、公布の日から施行する。	
<u>(施行前の準備)</u>	
2 この規則による改正後の第19条の規定による妊娠症状対応休暇（以下「妊娠症状対応休暇」という。）及び改正後の第22条の規定による育児時間の取得のために必要な手続は、施行日前においても行うことができる。	
<u>(経過措置)</u>	
3 この規則による改正前の第19条の規定による妊娠初期休暇（以下「妊娠初期休暇」という。）を承認する場合にあっては、当該妊娠初期休暇を承認しようとする期間の初日が施行日前であるときは、施行日以後の日も含めて当該妊娠初期休暇を承認することができる。	
4 妊娠初期休暇を取得した女性職員が、同一の妊娠について妊娠症状対応休暇を取得する場合（流産した女性職員が安静加療を要する場合に妊娠症状対応休暇を取得する場合を除く。）における当該妊娠症状対応休暇の承認の日数は、7日から当該妊娠初期休暇の取得日数を差し引いた日数を限度とする。	

「幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則」
改正案の概要について

1 改正趣旨

12月5日に開催された区議会第4回定例会において可決された「幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例」の改正に伴い、規定の整備を図る必要があるため。

2 改正内容

項目	妊娠中の職員の健康面に対する支援の充実を図るための妊娠初期休暇の拡充 【幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則（以下、「幼教勤務時間条例施行規則」という）第19条】	
	現 行	改正案
休暇名称	妊娠初期休暇	妊娠症状対応休暇
休暇趣旨	妊娠初期の女性職員が妊娠に起因する症状のために勤務することが困難な場合又は妊娠初期において流産した女性職員が安静加療を要するために勤務することが困難な場合における休養として与える休暇	妊娠中の女性職員が妊娠に起因する症状のために勤務することが困難な場合又は流産した女性職員が安静加療を要するために勤務することが困難な場合における休養として与える休暇
申請可能期間	妊娠初期（妊娠4か月程度）	妊娠期間中
申請上限日数等	1回の妊娠につき、1回に限り引き続く7日以内で申請	1回の妊娠につき、合計7日以内で申請（合計7日の範囲内で複数回申請可能）
流産を要件とする取得	妊娠初期の流産について、引き続く7日以内の期間内に流産の日の翌日を含む場合は、流産の日後の期間も対象とし申請可能	妊娠中の取得実績に関わらず、流産した日から起算して引き続く7日以内で申請可能

項目	仕事と育児の両立支援を一層推進するため、育児時間の拡充を行う。【幼教勤務時間条例施行規則第 22 条】	
内容		
	現 行	改正案
対象となる子	生後 <u>1年3月</u> に達しない子	生後 <u>1年6月</u> に達しない子
承認単位	<ul style="list-style-type: none"> ・ 1日につき 90 分以内 ・ 1日に<u>2回まで</u>、<u>それぞれ45分</u>を原則とする ・ 1回の最低承認単位は 30 分 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 1日につき 90 分以内 ・ 1日に<u>3回まで</u>、<u>1回の育児時間は30分又は30分に15分単位で加えた時間</u>

項目	妊娠、出産等についての申出をした職員に対する意向確認等に係る措置 【幼教勤務時間条例施行規則第 30 条の 8 から第 30 条の 14】
内容	幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例において、妊娠、出産等についての申出をした職員に対する意向確認等に係る措置を定める改正が行われたことにより、規則において申出をした職員に対し知らせるべき制度等を定めるもの。 【条例：第 18 条の 6】

3 新旧対照表
別紙のとおり

4 施行予定日
令和 8 年 1 月 1 日

7 特人委給第 585 号
令和 7 年 11 月 28 日

世田谷区教育委員会 様

特別区人事委員会
委員長 松原 忠義
(公印省略)

幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の
一部改正について（回答）

令和 7 年 11 月 25 日付 7 世教職第 690 号により承認申請のあった規則案
について、承認します。